

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応生活応援給付金支給事業	①食料品の価格高騰の影響を受けている全町民への支援を行い、町民の生活を維持する。近年の深刻な物価高騰は町民の生活基盤を脅かすものとなっており、速やかな支援が求められる緊急性の高い状況である。迅速に支援を行きわたらせるために、プッシュ型による現金給付を実施する。 ②全町民への給付金及び事務費 ③R7,R8の累計給付金額 368,000千円 事務費 9,236千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 使用料 人件費 として支出] ④R8.1.1現在、町の住民基本台帳に登録のある者	R8.1	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム付き地域商品券発行事業	①物価高騰の影響を受けている商工業者への支援を行うために、宇美町商工会が実施する電子プレミアム付き商品券事業への補助を行い、町内における消費拡大を図る。 商品券発行総額:192,000千円(プレミアム率20%) ②同事業の町負担分 ③宇美町商工会への補助金20,000千円 ④宇美町商工会	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応小学校給食費支援事業	①物価高騰等の影響を受けている小・中学生の子供がいる世帯への経済的負担の軽減のため、令和7年度より給食費の値上げ(1食あたり40円)分への補填を行い、子育て世帯の負担軽減を図る。 ※教職員等を除く ②③【小学生】 対象見込2,200人 給食回数見込185回 1食あたり80円 2,200人×185回×80円=32,560千円 【中学生】 対象見込700人 給食回数見込185回 1食あたり40円 700人×185回×40円=5,180千円 ④小・中学生世帯	R7.4	R8.3
4	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	宇美町運送事業者等支援金交付事業	①物価高騰等の影響を受けている運送事業者等に対し、車両1台あたり20千円の支援金を給付し、事業の継続を支援する。 ②町内運送事業者等への給付金及び事務費 ③362台×20千円=7,240千円 事務費:26,400円(郵便料) ④町内に事務所もしくは事業所を有し、以下の事業を行っている法人または個人事業主 ・貨物自動車運送事業 ・一般乗合旅客自動車運送事業 ・一般貸切旅客自動車運送事業 ・一般乗用旅客自動車運送事業 ・自動車運転代行業	R7.4	R7.7
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等(特定教育・保育施設)物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている民間保育所等に給食に係る原材料費高騰分の助成を実施することにより、給食材料代の値上げを抑制し、保護者の負担軽減を図る。 ※教職員等を除く ②③④ 【給食費補助】 6,027,840円 【対象施設】 認定保育所 3ヶ所 認定こども園3ヶ所 地域型保育 4ヶ所 3歳以上児 1人当たり780円×274人×12ヶ月=2,564,640円 3歳未満児 1人当たり1,300円×222人×12ヶ月=3,463,200円 その他財源については、福岡県保育所等給食費補助金、一般財源	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	町内福祉施設等物価高騰対応支援事業	①物価高騰の影響を受けている福祉施設等に対し、物価高騰分に係る経費の一部を補助することにより負担軽減を図る。 ②対象施設への補助金 ③支援金:1,690千円、郵便料:4千円 【支援金内訳】 介護通所(高圧):定員1人あたり8,700円×18人=156,600円 介護通所(低圧):定員1人あたり8,300円×57人=473,100円 介護入所(高圧):定員1人あたり24,600円×18人=442,800円 介護入所(低圧):定員1人あたり23,600円×18人=424,800円 訪問相談:1事業所あたり14,200円×13事業所=184,600円 福祉通所:定員1人あたり1,400円×6人=8,400円 ④介護事業所18施設、福祉事業所3施設	R7.4	R8.3
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	上水道基本料金の減免による住民生活・地域経済支援事業(令和6年度補正分)	①物価高騰等に直面する生活者や事業者の負担軽減のため、水道使用料の基本料金を3か月間減免することにより、住民への生活支援および事業者への経済的支援を行う。(上水道未使用世帯及び事業所へは減免相当額の町指定ごみ袋を支給する。) ※公共施設は、除く ②③(交付金充当額:31,611千円) 【上水道基本料金減免分】水道事業会計繰出金 ・基本料金減免見込家庭用・営業用 減免世帯見込数 14,000世帯(家庭用)、900世帯(営業用) 減免額 51,750千円(R7.8月～10月請求分 3ヶ月) ・システム改修業務委託 500千円 【町指定ごみ袋配布分】 対象:290件(家庭用250件、事業所用40件) ・ごみ袋代 30千円 ・通信運搬費(郵便料)210千円 ④住民・町内事業者 その他財源については、全額一般財源 ※No10.No11は同一事業	R7.4	R7.12